

# 被災者支援に関する予算案の内容

## 1 . 内閣府（防災担当）

# 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討

5年度予算案 9百万円（25百万円）

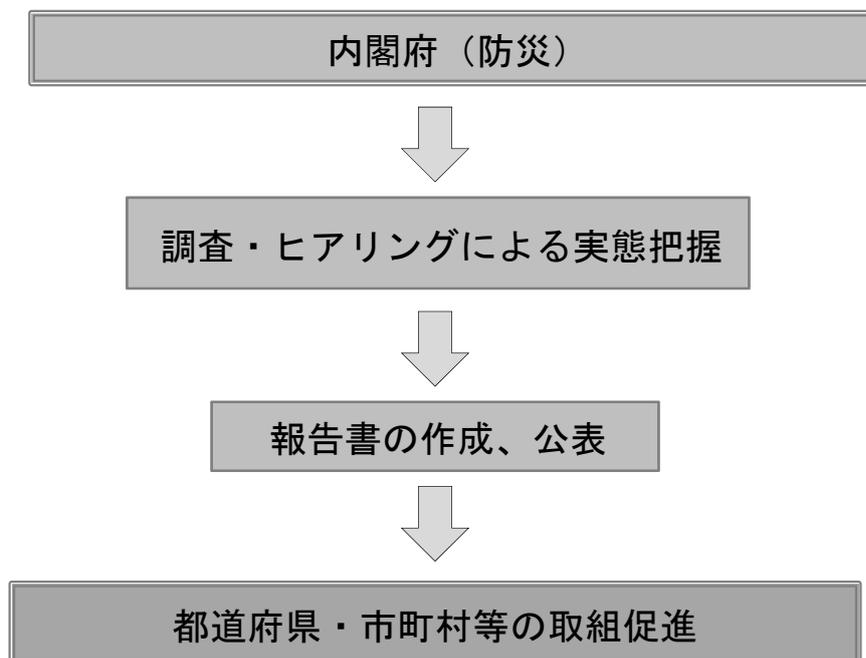
## 事業概要・目的

○避難所における感染症対策や良好な生活環境の確保等に係る調査検討

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、更なる感染症対策の推進や、その収束後も見据えた避難所の環境改善等について、有識者による検討会の指摘等も踏まえながら、自治体において必要となる被災者支援の取組について調査検討を実施する。

具体的には、避難所に必要な機能等の考え方の整理に加え、在宅避難や車中泊避難等の避難所以外へ避難する者への支援のあり方等について実態調査を行いつつ現状の課題及び対応策の検討を進める。

## 事業イメージ・具体例



## 期待される効果

○都道府県・市町村職員等への周知等を行うことにより、避難所の開設等の準備だけでなく、被災者の生活環境の整備を促進することにもつながるものである。

# 要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進

5年度予算案 30百万円 (32百万円)

## 事業概要・目的

- 大規模な自然災害が近年頻発している中、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっている。
- 令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。
- これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。
- ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- 個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成にあたって課題となる事柄が様々である。
- この課題に対応するため、令和3年度から取り組んだモデル事業の成果を活用して、本事業では、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。
- このためには、取組が十分に進んでいない市町村を後押しすることが必要であり、都道府県の役割が極めて重要であることを踏まえ、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。

## 事業イメージ・具体例

### <個別避難計画作成加速化事業>

- 全国都道府県会議の開催
  - ・ 全国都道府県の担当者を集め、先進事例等の紹介、各都道府県毎の作成状況、市町村への支援の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。
- 都道府県を対象とした加速化支援事業の実施
  - ・ 都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。
  - ・ 市町村の伴走支援のための研修、普及啓発等を実施し、提供する。
- サポーターの派遣
  - ・ 先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣する。
  - ・ 具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場の視点で助言等することによる早期の対応を実現する。

### <普及・啓発事業>

- 個別避難計画作成モデル事業のポータルサイトの運用
  - ・ 2年間のモデル事業で得られた、効率的・効果的な作成プロセスを全国の自治体に共有する。
  - ・ 個別避難計画に関する情報を収集し、ポータルサイトに掲載することで自治体を支援する。

## 期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施
- サポーターによる具体的な課題解決の相談・助言により個別避難計画作成の加速が図られる。

# 一人ひとりの被災者が抱える多様な課題解決の推進のための調査事業費

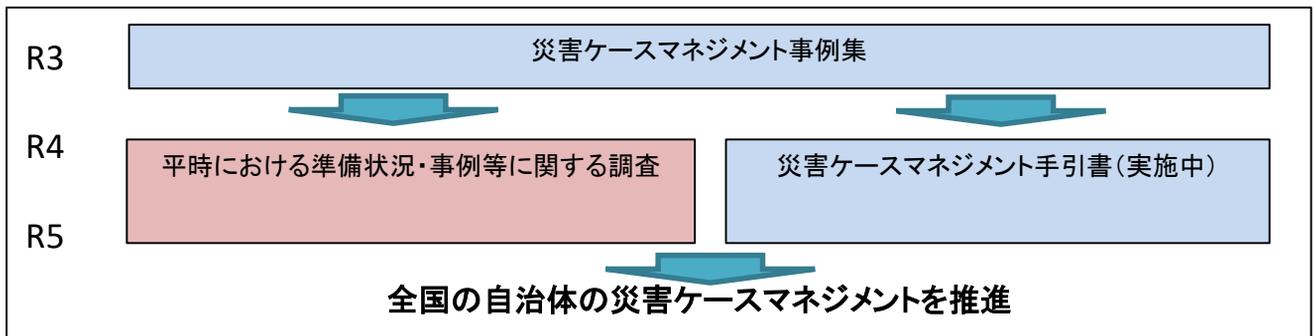
## 令和4年度補正予算額 15百万円

### 事業概要・目的

- 近年、災害が頻発化・激甚化する中、被災者一人ひとりに寄り添いながら、様々な関係者をつなぎ、継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の促進が求められている。
- 令和3年度は、先進的な取組を行う自治体の事例を集めた取組事例集を作成・公表し、全国の自治体に共有した。
- 令和4年度は、標準的手法をまとめた手引書を作成するため、有識者や先進的に取り組む自治体の参画による検討会を開催し、検討を進めているが、平時における事前の準備が極めて重要との意見もある。
- 令和5年度に手引書を活用して、全国的な普及を図るためには、各自治体が自らの環境を把握し、「自分事」として取り組む準備を行うことが、必要不可欠であるため、取組の開始にあたり事前に把握が必要な各自治体の平時による事前の準備状況や、事例等について調査を実施する。

### 事業イメージ・具体例

- 災害ケースマネジメントの事前準備状況や、事例等を把握する観点から、以下の点について調査を実施し、手引書と併せて、各自治体における取組の実施に結び付ける。
  - ・ 平時における防災部局と福祉部局との連携、社協やNPO、ボランティア等を含めたネットワークの構築の状況・課題
  - ・ 都道府県と市町村の役割分担に関する状況・課題
  - ・ 具体のケースを想定した訓練の実施状況・事例
  - ・ 近年の災害を経験した自治体における発災後の対応と課題 等



### 期待される効果

- 本調査の実施により、令和5年度から実施予定の災害ケースマネジメントの普及が強力に推進され、結果として、災害関連死の減少や、一人ひとりの被災者が抱える多様な課題の解決につながる。

# 被災者に寄り添った支援手法の調査・推進

5年度予算案 8百万円（新規）

## 事業概要・目的

- 自然災害が激甚化・頻発化し、被災者の早期の情報把握と生活再建の実現が喫緊の課題となっている中、被災者が抱える多様な課題が解消されるよう、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う取組である「災害ケースマネジメント」を一層推進する必要があるところ。
- 令和3年度は各地方公共団体における災害ケースマネジメントの実施状況や実態把握について様々な手法を用いて調査し、先進事例の抽出を行うことで、今後、災害ケースマネジメントに取り組みようとする地方公共団体の参考となるよう、取組事例集を作成・公表した。
- 令和4年度はこの取組事例集等を踏まえ、被災経験の有無を問わず、全国の地方公共団体が、災害ケースマネジメントを実践していくに当たり標準的な取組方法や活用可能な制度等をまとめた手引書を作成・公表予定である。また、平時における体制整備や役割分担等に関する状況、多様な関係者を巻き込んだ訓練等の実施状況等についての実態調査及び事例の収集を図る予定である。
- 令和5年度は、手引書や実態調査の結果等を活用し、被災者の個々の被災状況や生活状況の把握、専門的な能力を持つ多様な関係者との連携等の被災者支援の留意点等について、各地方公共団体の職員、福祉関係者等を対象に説明会等を実施することで、災害ケースマネジメントの取組を推進する。

## 事業イメージ・具体例

### ○ 災害ケースマネジメントの取組の普及

地方公共団体職員や福祉関係者、NPO団体、弁護士や建築士等の専門家など幅広い関係者に対し、事例集や手引書等を用いて、災害ケースマネジメントの基本的な考え方、取組実施の概要等を説明すると共に、先進的な取組を行っている事例を共有する等により、災害ケースマネジメントの理解の促進を図り、取組の普及を図る。

### ○ 地方公共団体による取組の定着

災害ケースマネジメントの取組の中心となる地方公共団体職員等に対し、手引書等を活用しながら、災害発生を想定し、庁内外の関係者とのどのように連携しながら災害ケースマネジメントを実践するかを検討・議論し、互いに相談・ノウハウの共有を行う。

## 期待される効果

- 災害ケースマネジメントの取組が、幅広い関係者との連携のもと、全国の地方公共団体で実施されることで、被災者一人ひとりにきめ細やかな支援ができるようになる。
- 先進的な取組事例の共有により、現時点で取組中の団体であっても、より被災者のニーズに即した支援ができるようになる。

# 災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する調査業務 5年度予算案 24百万円（新規）

## 事業概要・目的

- 災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助に関し、被災自治体への応援職員の派遣を実施する各自治体から、効率化に資する取組を進めるためにはシステム開発が必要であるとの意見が多数あり、システムの整備に向けた検討等を実施し、令和4年度において、求償手続きの効率化・簡素化のための方策を調査し、基礎となる課題の抽出を行っている。
- 令和5年度は、令和4年度の調査結果を踏まえ、システム開発等に必要機能や要求をわかりやすくまとめる。併せて、救助法に基づく救助において、民間団体・企業・NPO等に委託した事例を収集し、救助実施主体である都道府県等に対し横展開を図る。

## 事業イメージ・具体例

要件定義（※）等の基礎となる課題の抽出（令和4年度実施調査案件）

令和5年度実施内容

- 救助費用の求償手続きの効率化に向けたシステムの整備のための「要件定義」
- 救助法に基づく救助において、民間団体・企業等に委託した事例の収集

実務者会議及び全国知事会との間で開催する「救助の基準に関する意見交換会」で合意を図る

※要件定義とは、システム開発において、どのような機能をどのように実現するかをわかりやすくまとめ定義することをいう。

## 期待される効果

- 応援自治体と被災自治体の双方の事務負担の軽減が図られる。

# 被災者支援・復興対策の推進①

(災害の被害認定基準等の適正な運用の確保経費)

5年度予算案 13百万円 (14百万円)

## 事業概要・目的

- 罹災証明書は、各種支援策の判断材料として活用されるため、その前提となる住家の被害認定調査から罹災証明書の交付までの一連の業務は、発災後速やかに実施する必要がある。
- 内閣府防災では、豪雨災害に伴う被害認定調査業務において、河川の氾濫などが発生し、外力による一定の被害が生じた住家には、浸水深による簡易な判定を可能とするなど、その効率化・迅速化に取り組んできた。
- 一方で、局地的な豪雨などにより、外力による一定の被害が生じない内水氾濫も頻発しているため、内水氾濫による被災住家についても、簡易な判定の導入に関する課題や手法等を調査・分析し、被害認定業務の更なる効率化・迅速化を図る。

## 事業イメージ・具体例

- 内水氾濫の被害を受けた住家について、過去の被害認定調査結果などを調査・分析し、簡易な認定手法の検討を行い、自治体へ周知する。

### 【事業イメージ】

- ・近年、内水氾濫による住家被害が発生した自治体から、被害認定調査の事例を収集し、被害程度の傾向や簡易な判定手法などの調査・分析を踏まえ、実施体制の手引き等の改定・自治体への周知を行う。
- ・全国の調査員の能力向上を図るため、改定した手引きや過去の事例などを基に、各種災害に応じた適切な演習問題等を作成し、自治体への説明会等で活用する。

## 期待される効果

- 各種災害発生時に市町村が適正かつ迅速に被害認定調査及び罹災証明書の交付を実施できるようにすることで、各種支援を円滑に進めることができる。

# 多様な主体の連携促進事業

## 5年度予算案 40百万円（32百万円）

### 事業概要・目的

- 「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神・淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧・復興の大きな原動力として認識され、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に、行政が「ボランティアの環境整備に努める（平成7年改正）」、「連携に努める（25年改正）」旨が規定された。
- 近年、各地で発生している災害時においても、ボランティアや多様な専門技能を持つNPO等は大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害への対応において、その重要性はますます高まっている。
- こうした現状に鑑み、被災者支援を円滑・効率的に実施するため、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の強化、更なる裾野の拡大等を推進しつつ、研修や訓練の実施等により多様な被災者支援主体間の連携をコーディネートする人材の育成を図る必要がある。
- 令和3年5月に「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」で提言された『避難生活支援・防災人材育成エコシステム』の構築に向け、避難生活支援を担うボランティアの育成のためのスキルアップ研修や、ボランティアと地域とをマッチングするための仕組みを構築する必要がある。

### 事業イメージ・具体例

- (1) 大規模災害における多様な主体の連携推進調査
  - ・ 被災者一人ひとりに寄り添った支援を円滑に行うため、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携体制を構築・強化するための実態調査及び研修会の実施する。
- (2) 防災ボランティア活動における調査等
  - ・ 行政・ボランティア・NPO等の間での意見交換等の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。
- (3) 防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築
  - ・ 避難生活支援分野においてスキルを持ったボランティアを育成するためのスキルアップ研修のカリキュラム内容等について、令和4年度に5地区で実施するモデル研修の結果を踏まえた再検討を進め、モデル研修を10地区程度に広げて実施する。
  - ・ 研修修了者の認定制度の創設やデータベース化、マッチングシステムの構築に向けた検討を実施する。

### 期待される効果

- 首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、多様な被災者支援主体間の連携体制の強化や、その連携を担う人材（コーディネート人材）を育成することで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおける円滑・効率的なボランティア活動の推進及び各地域の防災力の向上が図られる。
- 避難生活支援分野におけるスキルを持ったボランティアを育成するためのスキルアップ研修を実施することで、個々のボランティアスキルの向上を図るとともに、避難生活環境の改善を図り、避難生活を要因とする災害関連死を減らしていく。

# 官民連携による被災者支援体制整備事業

5年度予算案 46百万円（新規）

## 事業概要・目的

- 災害の頻発化・激甚化、巨大災害の懸念、超高齢社会の中、災害時に行政のマンパワーとスキルだけで被災者支援を担うことは難しいことから、専門性を持つNPO等のボランティアや企業等の多様な主体が、被災者支援の担い手として、その能力を有効に発揮できる体制を整備する必要がある。
- このような民間団体や企業等による被災者支援活動を促進するためには、都道府県レベルで、多様な被災者支援の担い手間の連携、情報共有が重要であり、このような役割（コーディネーション）を担う中間支援組織等の体制整備や強化が必要である。
- また、被災者支援の実態を調査し、中間支援組織等に求められる機能や活動の現状を把握することで、効率的で質の高い被災者支援の実現を目指す。

## 事業イメージ・具体例

### (1) 都道府県域における官民連携体制の整備

- 官民連携による被災者支援活動を行っている県においてモデル事業を実施。なお、事業実施にあたっては、官民連携体制（中間支援組織等）の立上げ・構築（セットアップ）に必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる都道府県を選定。

#### 【モデル事業の主な内容】

- ・ 行政、民間団体等とのネットワーク構築・強化
- ・ 行政、民間団体等との連絡会議等の設置・運営
- ・ 中間支援組織等の役割強化
- ・ 官民連携の促進イベント開催

### (2) 都道府県域・全国域での被災者支援活動の実態調査

- ・ 近年の被災地における被災者支援の実態調査
- ・ 官民による被災者支援活動の実態や中間支援組織等の役割の実態調査

## 期待される効果

- 災害時の調整の要となる中間支援組織等が平時から活動することで、災害時の円滑な活動調整が可能となる。
- 中間支援組織が未整備の都道府県における整備、活動の活性化が進む。
- 被災者支援における共助の幅や質が向上し、行政の負担の軽減が期待される。

## 2 . 厚生労働省

令和5年度予算案 4百万円（4百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 都道府県からの要請に基づき被災地に出動したDMATの活動に係る費用は、
    - ・ 災害救助法が適用された地域で活動した場合、同法により費用支弁
    - ・ 同法が適用されない航空機・列車事故などの事故災害は、本事業（DMAT活動支援事業）により費用支弁を行っている。
  - しかしながら、DMATが都道府県庁に設置された保健医療調整本部等において、本部活動（被災地域で活動する医療チームの派遣調整や被災医療機関の情報収集など）に従事した場合の費用は、災害救助法や本事業のいずれにおいても費用支弁の対象となっていない。
  - 近年の災害では、災害現場での医療活動に加え、保健医療調整本部等での業務が増加していることから、DMATの本部活動に係る費用を補助対象に追加する。 ※活動実績は、別添「参考資料」の通り
- また、DMATと同様に、厚生労働省が養成している災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊については、事故災害での活動費用は本事業の対象としていなかったことから、本事業の補助対象経費に追加する。

## 2 事業の概要・スキーム

- **拡充内容**
    - ①保健医療調整本部等において、DMAT・DPAT先遣隊が活動した場合の費用を追加。
    - ②近年の被災地におけるDPATの活動の重要性に鑑み、DPATの活動に係る費用を追加。
    - ③DMAT、DPAT先遣隊が活動中の事故等により負傷した場合に備えるために加入する「保険料」を追加。
  - **対象経費等**

【対象経費】 ・ 航空機や列車の事故など、災害救助法が適用されない事故現場で医療活動を行ったDMATやDPAT先遣隊に係る経費

    - ・ 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部活動を行ったDMATやDPAT先遣隊に係る経費
- 【補助率】 1 / 2（国1 / 2、都道府県1 / 2）

## 3 実施主体

- 都道府県からDMAT指定医療機関、DPAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県。



令和5年度予算案 4百万円（4百万円） ※（）内は前年度当初予算額

【参考1】災害時におけるDMATの主な本部活動実績

- 平成28年 熊本地震
  - DMATロジスティックチーム 84名：急性期の指揮系統の立ち上げや災害医療コーディネーターの活動を補助
- 平成30年 7月豪雨【高梁川（岡山県）や久米川（愛媛県）の氾濫、土石流の発生（広島県）など】
  - DMATロジスティックチーム 48名：岡山県、愛媛県、広島県において本部活動に従事
- 平成30年 北海道胆振東部地震
  - DMATロジスティックチーム 59名：東胆振東部3町医療救護保健医療調整本部等で本部活動に従事
- 令和元年 東日本台風
  - DMATロジスティックチーム 81名：宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県、静岡県の県庁での本部活動に従事
- 令和元年 房総半島台風
  - DMATロジスティックチーム 59名：千葉県庁での本部活動に従事
- 令和2年 7月豪雨【球磨川（熊本県）の氾濫】
  - DMATロジスティックチーム 74名、DPAT9隊：熊本県庁での本部活動に従事

【参考2】事故災害におけるDMATの主な活動実績

- 平成24年12月 中央高速自動車道 笹子トンネル天井崩落事故
  - ・山梨県立中央病院等からDMATを派遣（3チーム程度）
- 平成26年5月 姫路港沖タンカー火災事故
  - ・赤穂市民病院からDMATを派遣（1チーム）
- 平成28年1月 軽井沢スキーツアーバス転落事故
  - ・前橋赤十字病院からDMATを派遣（2チーム）
- 令和3年12月 大阪府診療内科クリニック火災
  - ・大阪府済生会千里病院からDMATを派遣（1チーム）

## 被災高齢者等把握事業

### 事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村

※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10  
②上記以外の場合 1 / 2

# 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

社会・援護局福祉基盤課  
(内線2864)

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1.0億円 (1.0億円) ※( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう、都道府県単位で災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要である。
- このため、迅速に災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣することができるよう派遣リストの整備や、災害時の支援に係る研修・訓練の実施など、各都道府県が行う災害福祉支援ネットワークの構築に必要な取組を支援し、全国的な災害福祉支援ネットワークの体制構築を推進する。

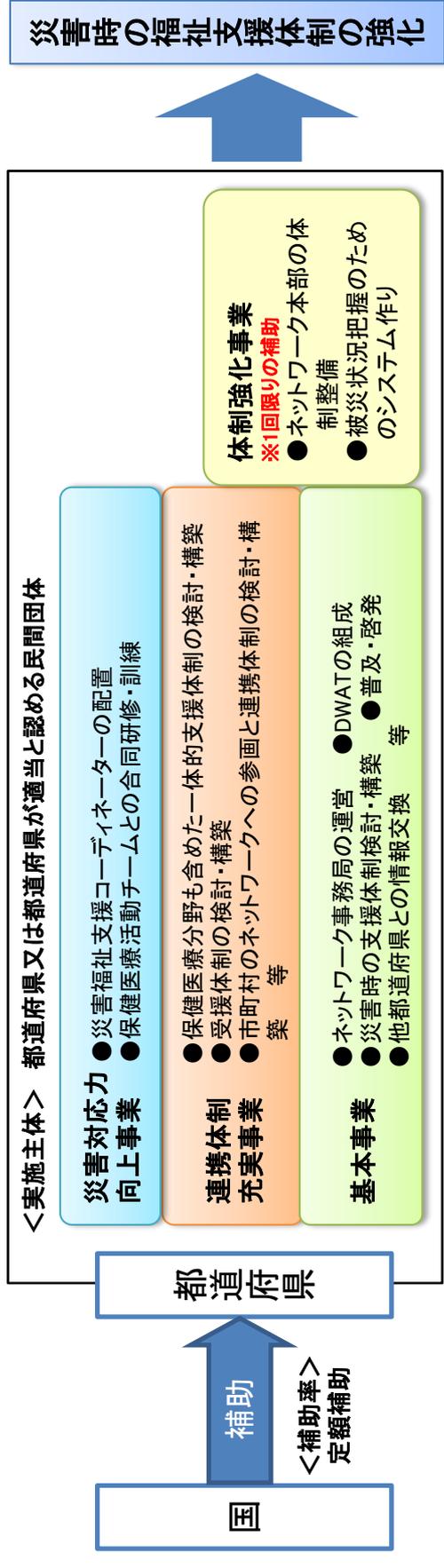
### 1. 災害福祉支援ネットワークとは

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

### 2. 災害派遣福祉チームとは

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

## 2 事業概要・スキーム



# 被災者見守り・相談支援等事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和5年度予算案 10億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づき応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

（令和4年度時点で事業を実施している災害：熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨）

## 2 事業の概要・スキーム



### 3 . 国土交通省

# 一時避難場所整備緊急促進事業

拡充

令和5年度当初予算案：  
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（112億円）の内数

近年の水害の激甚化・頻発化や浸水想定区域の拡大を踏まえ、水害時の一時避難場所の整備を拡大・加速するため、避難者の受入人数及び耐震性に関する補助要件の緩和を行う。

## 背景・課題

### ○水害の激甚化・頻発化

近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生。

**平成30年7月豪雨**  
死者・行方不明者：271名  
建物全壊：6783棟  
被害額：1.2兆円



岡山県倉敷市真備町

**令和元年東日本台風**  
死者・行方不明者：1,08名  
建物全壊：3229棟  
被害額：1.9兆円



長野県長野市

**令和2年7月豪雨**  
死者・行方不明者：86名  
建物全壊：1620棟  
被害額：6000億円



球磨川の堤防決壊

出典：国土交通白書等

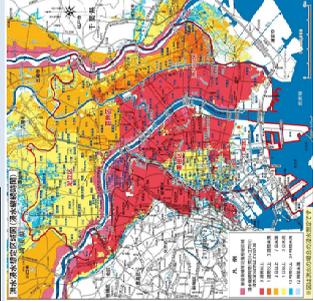
### ○浸水想定区域の拡大

水防法の改正（R3年7月施行）により、大河川以外の一級河川及び二級河川を洪水浸水想定区域の指定対象に追加。



### ○民間建築物等における避難場所確保の必要性

公的施設と併せて民間建築物も活用し、幅広く水害時の一時避難場所の確保を進めることが必要。



洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）  
出典：江東5区大規模水害ハザードマップ

## 事業概要

### ○対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

### ○補助対象費用

避難者を受け入れるために付加的に必要な以下の施設等の整備に要する費用（掛かり増し費用）を支援。

#### 受入スペース



#### 防災備蓄倉庫



#### 受入関連施設



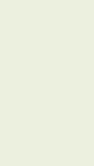
#### 非常用発電機



#### マンホールトイレ



#### 止水板



### ○補助率

- ・民間事業者が整備主体の場合：国2/3、地方1/3
- ・地方公共団体が整備主体の場合：国1/2

### ○事業期間

令和3年度～令和5年度

### ○補助要件

- ・20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること

**拡充** 避難者の受入人数（下限）：100人以上→20人以上

- ・耐震性を有すること

**拡充** 耐震等級2以上→建築基準法適合  
(津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上)

- ・浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
- ・通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

頻発する地震・風水害などの災害への備えを強化するため、被災者の早期の自宅再建を支援するための「災害復興住宅融資」や、住宅の移転などの事前対策を支援するための「災害予防系融資」を低利で提供することによって、被災者や事前対策を行う者への支援を行う。

	災害復興住宅融資		災害予防系融資	
	災害により 滅失・損傷した住宅の復旧	レッドゾーン※1 からの移転等	地すべり等関連住宅融資	宅地防災工事融資
融資対象	災害により 滅失・損傷した住宅の復旧	レッドゾーン※1 からの移転等		擁壁の設置などの 宅地防災工事
融資限度額	建設(土地取得あり) 3,700万円 購入 建設(土地取得なし) 2,700万円 補修 1,200万円	建設(土地取得あり) 3,700万円 購入 建設(土地取得なし) 2,700万円		1,190万円
返済期間	35年以内	35年以内		20年以内
高齢者向け 返済特例※2	あり	あり		あり

被災者等の居住の安定を確保する観点から、低利な融資を提供する。

※1 急傾斜地の崩壊や地すべりなどの土砂災害のおそれがあるものとして都道府県が指定した区域

※2 自宅再建等のための資金調達に困難な高齢者に対して、月々の返済額を利息分のみとして負担を軽減する特例制度